令和7年度 「被扶養者資格の再確認(検認)」 を行います

当組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知に基づき、「被扶養者資格の再確認(検認)」を実施いたします。

これは、皆さまよりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図るとともに、 被扶養者として認定されたときの状況が現在も維持されているかどうかを再確認することを目的として います。事業主および被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

概要は次のとおりです。

事業所宛てに、「健康保険被扶養者調書 (異動届)」(以下「調書」といいます)を当組合より送付し、事業所のご担当者様から該当する被保険者の方々へ配布していただきます。「調書」の記載内容を確認のうえ、記入または必要な書類 (収入に関する証明等)を添付し、事業所のご担当者様までご提出ください。

事業所のご担当者様は、内容を確認のうえ提出期限までにお取りまとめのうえ、管轄の本・支部へご提出ください。

※対象者がいない事業所につきましては「調書」は送付いたしません。

調査日程

「調書」発送 …… 令和7年10月中旬

組合提出期限 …… 令和7年11月28日(金)必着



調査対象者

令和7年6月6日現在の加入事業所で、令和7年9月5日時点において、認定されている被扶養者のうち、マイナンバーを利用し資格情報を確認した結果、「就職」「扶養変更」などに該当されている方、または令和6年の収入が認定基準を超えている可能性がある方および収入の確認が取れない方。

提出書類

- 他保険加入の方(協会けんぽ、他組合など)「調書」の被扶養者でなくなった日および理由欄を記入してご提出ください。
- 一定の収入がある方

「調書」に必要事項を記載し、<u>令和6年分(1月~12月)</u>の収入金額が確認できる書類の添付をお願いいたします。なお、別居の場合は仕送り額を証明する書類など、 扶養状況に応じた証明書類が併せて必要となります。

※詳細については、令和7年10月中旬に送付予定の「調書」に同封する【確認方法および手続きについて】、 【「被扶養者資格の再確認」添付書類一覧表】等をご覧ください。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361代 城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400代

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821代 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501代